

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和8年 5月29日(金) 午前9時28分から午前10時16分
会議場所	糸魚川市役所 2階201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席16名、欠席3名)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席委員: 1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、3番大島 博委員、4番恩田正平委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、10番猪又正巳委員、11番福田幸生委員、13番齋藤 登委員、14番稲葉淳一委員、15番斉藤正機委員、16番川合次夫委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員</li> <li>・欠席委員: 5番近藤栄樹委員、9番加藤政人委員、12番井上二郎委員</li> </ul> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席委員: 8番池原栄一委員</li> </ul> <p style="text-align: right;">(以上、出席17名)</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局 古平局長、井上次長、小島係長(書記)、池原主査</p>
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	11番 委員
	18番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知  
No.9～No.13 5件

報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い  
No.5～No.9 5件

報告第3号 農地の休耕及び増反届  
No.8 1件

### 日程第3 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請  
No.4～No.6 3件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請  
No.6～No.9 4件

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(変更)  
にかかるとの意見  
No.2～No.4 3件

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案にかかるとの意見  
No.43～No.73 31件

### 日程第4 その他

1 次回農業委員会の日程 (推進委員との合同)

6月30日(火) 15時30分開会 市民会館3階会議室

**【連絡事項】**

- 1 農地の集約化を推進する補助金の活用  
(農地集約プラス多用途利用米団地化定着支援事業)
  
- 2 今後の日程
  - ① 次回、推進委員との合同委員会  
総会 6月30日(火) 15時30分～17時予定 市民会館3階
  - ② 次期委員の任命式及び臨時総会の日程  
7月21日(火) 9時30分～12時予定 市役所2階  
・農業委員の任命式、臨時総会、会長互選、推進委員の委嘱

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>農業委員会を開催させていただきます。                      本日の欠席通告委員は、5番近藤栄樹委員、9番加藤政人委員、12番井上二郎委員の3名です。                      定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p>
議長	<p><b>日程第1＝議事録署名委員の指名</b>                      日程第1 議事録署名委員の指名を行います。                      私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。                      [「異議なし」と呼ぶものあり]                      異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、11番福田幸生委員、18番松澤隆一委員を指名いたします。</p>
議長	<p><b>日程第2＝報告事項</b></p>
池原主査	<p><b>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知&gt;</b>                      報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について5件ございます。                      説明を求めます。                      報告いたします。1頁をご覧ください。                      9番、糸魚川地区 南押上地内の1筆826㎡については耕作に不便なため解約し、休耕するものです。                      10番、根知地区 根小屋地内の1筆1,524㎡については、根知ライスファームから渡辺酒造への事業譲渡に伴う解約です。                      11番、今井地区 西川原前田地内の1筆1,153㎡については、農地の利用調整のための解約です。                      12番、今井地区 西川原前田地内の1筆921㎡については、地主である貸付人が耕作するため、解約するものです。                      13番、能生谷地区 槇岩棚の2筆2,638㎡については、農地中間管理機構での契約に切り替えるため解約し、解約後は再契約するもので</p>

議長	<p>す。          以上で説明を終わります。          只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。          〔「なし」と呼ぶものあり〕          異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長	<p><b>&lt;報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い&gt;</b>          報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて5件ございます。</p>
小島係長	<p>説明を求めます。          報告いたします。3頁をご覧ください。          5番根知地区、根小屋地内の1筆95㎡については、現況は宅地です。          6番根知地区、東中地内の3筆629㎡については、現況は山林です。          7番根知地区、山寺地内の1筆135㎡については、現況は宅地です。          8番能生谷地区、大平寺地内の1筆9.91㎡については、現況は雑種地です。          9番能生谷地区、鶉石、小見、桂地内の9筆2,187㎡については、現況は山林です。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。          只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。          〔「なし」と呼ぶものあり〕          異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長	<p><b>&lt;報告第3号 農地の休耕及び増反届&gt;</b>          報告第3号、農地の休耕及び増反届について1件ございます。説明を求めます。</p>
池原主査	<p>報告いたします。5頁をご覧ください。          8番糸魚川地区 南押上地内の1筆826㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。          只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。          〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>

	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p> <p>報告を終了し、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p><b>日程第3＝付議事項</b></p> <p><b>&lt;議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請&gt;</b></p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
<p>議長 小島係長</p>	<p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>4番下早川地区、四ツ屋地内の2筆3,202㎡について所有権移転売買です。地図No.1をご覧ください。申請地は広域農道上覚谷根線付近のあわら圃場整備田です。譲渡人は管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>5番下早川地区、日光寺地内の1筆410㎡について所有権移転贈与です。地図No.2をご覧ください。申請地は市道つきみず線沿いの休耕地です。譲渡人は高齢で体調不良なので、譲受人である娘に譲り渡したいというものです。</p> <p>6番能生谷地区、大平寺地内の1筆132㎡について所有権移転贈与です。地図No.3をご覧ください。申請地は市道鶉石大平寺線付近の大平寺集落内の畑です。譲渡人は遠隔地に居住しているため管理できないことから、申請地近隣に事務所がある譲受人に譲り渡したいというものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>&lt;議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</b></p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>

小島係長	<p>6番、浦本地区、間脇地内の2筆42㎡については、駐車場と住宅敷地の転用です。地図No. 4をご覧ください。申請地は2か所で、一つは国道8号線間脇バス停の南側の畑です。2つ目は間脇集落内の住宅脇の休耕畑です。譲受人は、申請地を譲り受けて民泊施設として活用したいというものです。</p>
	<p>7番、上早川地区、北山地内の1筆2,365㎡については、格納庫兼作業ヤード、駐車場の転用です。地図No.5をご覧ください。申請地は、昨年10月に議案になりました農振除外の案件の許可が出たことから転用申請に至ったものです。場所は早川左岸の黒部川電力笹倉第二発電所の脇です。譲受人は、現在、申請地脇で水力発電を行っており、この度その非常用電源設備を設け、これを格納する建屋と作業用ヤード、駐車場を整備したいというものです。</p>
	<p>8番、能生谷地区、須川地内の計4筆435㎡については、住宅敷地としての転用です。地図No. 6をご覧ください。申請地は、昨年10月に議案になりました農振除外の案件の許可が出たことから転用申請に至ったものです。場所は須川集落内の市道国見線沿いの畑です。譲受人は、申請地を譲り受けて住宅を新築したいというものです。</p>
	<p>9番、青海地区、田海地内の1筆330㎡については、駐車場敷地の転用です。地図No. 7をご覧ください。申請地は団地化が進む市道青海通線沿いの場所です。借受人は、申請地を借り受けて、経営しているコンビニエンスストアの駐車場を拡張したいというものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。        只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。        [「なし」と呼ぶものあり]        ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。        [地区担当委員より「異議なし」の声あり]        異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>&lt;議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(変更)にかかるとの意見&gt;        議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(変更)について3件ございます。</p>
池原主査	<p>事務局の説明を求めます。        説明いたします。6頁となります。</p>

議長	<p>2番 下早川地区五十原地内の7筆 7,610㎡について、耕作者の変更を行うものです。</p> <p>3番 下早川地区五十原地内の2筆 2,612㎡について、耕作者の変更を行うものです。</p> <p>4番 能生谷地区中野口地内の2筆 1,417㎡について、耕作者の変更を行うものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。      [「なし」と呼ぶものあり]</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。      [地区担当委員より「異議なし」の声あり]</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>&lt;議案第4号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見&gt;</p> <p>議案第2号 農用地利用集積等促進計画案について31件ございます。</p>
池原主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。11頁からとなります。</p> <p>今回は件数が多いため参考資料にてご説明します。</p> <p>お手元の議案第2号 参考資料をご覧ください。</p> <p>全て中間管理機構をはさんだ契約となりますが、新規の合計が20件47筆39,679㎡、更新の合計が11件27筆32,544.46㎡、合計31件74筆72,223.46㎡となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。      [「なし」と呼ぶものあり]</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。      [地区担当委員より「異議なし」の声あり]</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長 小島係長</p> <p>福田委員 稲葉委員</p> <p>福田委員 小島係長</p> <p>福田委員 小島係長</p>	<p><b>日程第4＝その他</b></p> <p><b>1 次回農業委員会定例会の日程</b></p> <p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。 6月30日(火)15時30分開会 市民会館3階会議室です。</p> <p>確認するが、貸借契約の62番の賃料であるが、これは1俵あたりか。表記にあるとおり、10aだ。耕作者からは、対象地の賃料は以前から10aあたり1俵の金額で契約する約束になっているとのことで、現状は米の価格上昇になっているので、この金額になっている。</p> <p>高すぎる。その金額が妥当かどうか。加えて、契約が新規なのか、更新なのか分からない。様式に何か分かるように表現できないのか。62番の件ですが、耕作者側には賃料が高いので、その都度に話はしていますが、状況は今説明のあったとおりです。</p> <p>様式の表記については、システムの変更の際にも説明させていただきましたが、ご質問のとおり見て分からないと審議もしにくいことから、例えば備考欄に新規、更新が分かるように標記する等の工夫をしたいと考えています。</p> <p>小作契約の受け人の年齢標記が無いのはどうしてか。 これもシステムの変更の際に説明させていただきましたが、農業委員会サポートシステムでは、年齢標記がそもそもないので現状としては、改善が難しい状況です。</p> <p>他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---